

平成 26 年第 6 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 26 年 12 月 10 日（水）
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 平成 26 年 12 月 10 日（水）（午前 9 時 00 分）
出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一 副 町 長 小林 一雄 教 育 長 山口 典郎
会計管理者 前田 浩三 総 務 課 長 林 裕紀 税務住民課長 北岡 明
生活福祉課長 中村 元紀 上下水道課長 東 博明 産業振興課長 田間 宏紀
建設課長 中西 豊 教育事務局長 中西 元 病院老健事務局長 田村 優
農業委員会事務局長兼産業振興室長 中世古憲司 総務課長補佐 見並 智俊 教育委員長 上村 直義
監 査 委 員 中村 功

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 上村 和宏

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 73 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号））
- 第 5 議案第 74 号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 6 議案第 75 号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7 議案第 76 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8 議案第 77 号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 78 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改

正について

- 第 10 議案第 79 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
第 11 議案第 80 号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改

正について

- 第 12 議案第 81 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
第 13 議案第 82 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第 14 議案第 83 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）
第 15 議案第 84 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 16 議案第 85 号 平成 26 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 17 議案第 86 号 平成 26 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 18 議案第 87 号 平成 26 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）
第 19 議案第 88 号 平成 26 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）
第 20 議案第 89 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は 13 名で、定足数に達しております。

よって、平成 26 年第 6 回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

開会にあたり町長より定例会召集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

定例会召集の挨拶

○町長（辻村 修一）平成 26 年第 6 回玉城町議会定例会の開催に当たりまして、挨拶をさせていただきます。平素から議員のみな様方には町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜っておりますことを厚くお礼を申し上げます。町を盛り上げる色んなイベント等開催をしておりますが、大勢の皆様方のご協力のおかげで、先般の玉城フェアにおきましては、町の人口をはるかに超える 2 万 3 千人からの人出でにぎあいがございました。今後ともご協力の方、宜しくお願ひ申し上げます。さて、今期定例会でご審議を賜ること、それぞれあらかじめ提出させていただいておるところでございます。特に子ども子育て支援法に基づきますところの玉城町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定をはじめ、他にも条例の改正等をご審議を賜りたいということと、併せて平成 26 年度の玉城町一般会計の補正予算をはじめ、各会計の補正予算についてもご審議をいただく。こういう内容をお願いをしたいと思いますので、なにとぞ宜しくお願ひ申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

12番 小林 豊 君 13番 小林 一則 君

の2名を指名いたします。

会期の決定

○議長（風口 尚）次に、日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月18日までの9日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配付致しました会期日程案のとおりでありますのでご了承願います。

諸報告

○議長（風口 尚）次に、日程第3 諸報告を致します。

報告第8号 監査委員から平成26年8月分、ないし、平成26年10月分に関する例月出納検査の結果報告書並びに、報告第9号「平成26年度定期監査結果報告書」の提出がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

また、別紙陳情書整理表のとおり、全国福祉保育労働組合東海地方本部から「福祉労働者の処遇改善・人材確保に関する陳情」以下3件が提出されましたが、議会運営委員会で協議をいただきました結果、その写しを配付することといたしましたのでご了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第4 議案第73号「専決処分の承認を求めることについて（平成26年度玉城町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長より 提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第73号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。平成26年度一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算総額を55億9千786万4千円とするものであります。

内容といたしましては、衆議院議員総選挙等が12月2日公示、12月14日執行される

ため、必要な予算額を計上致したものであります。

また、庁舎太陽光発電設備設置事業につきましては、2ヵ年に亘る事業となるため、債務負担行為の設定を行うものであります。

これは、議会を召集する暇がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により11月28日専決処分いたしましたものでございます。

なお、詳細は、副町長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄）議案第73号 平成26年度玉城町一般会計補正予算（第4号）の
専決処

分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。予算書に沿ってご説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います

発言を許します。

「（議事進行）の声あり」

質疑なしと認めます。以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、反対討論の発言はありますか。

「（議事進行）の声あり」

これにて、討論を終結いたします。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5 議案第74号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ないし、日程第7 議案第76号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第74号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたします。

次に、議案第 75 号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」における児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたします。

次に、議案第 76 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、前議案同様に「子ども・子育て三法」における児童福祉法の改正により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたします。

以上、条例制定 3 件について、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）議案第 74 号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

3 ページをお願いします。目次をご覧くださいと思います。

この条例につきましては、章及び節の構成といたしまして、主旨、定義、一般原則を定める総則を第 1 章とし、第 2 章で特定教育保育施設の基準を、第 3 章で特定地域型保育事業の基準を規定することとしています。2 章と 3 章につきましては、それぞれ利用定員の基準、運営基準、特定給付に関する基準という 3 節を設ける構成といたしてございます。

第 1 条からご説明いたします。第 1 条につきましては、条例の主旨を定めるものでございます。この条例の制定にあたりまして、国のほうで定めておる内閣府令というのがございまして、それに従うべき基準、その他、従うのではなく、参酌すべき基準というのがございまして、今回の条例につきましては、参酌すべき事項につきましては、特段の事情がないということの中で、内閣府令で定めております基準を用いてございます。

第 2 条につきましては、条例における用語の定義を、第 1 号から、次ページの第 24

号まで定めてございます。第3条、一般原則につきましては、特定教育保育施設および特定地域型保育事業の双方の共通の一般的な原則を定めたもので基準の内容といたしましては、第1項におきまして、施設事業者は良好かつ適切な特定教育保育、または特定地域型保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために、適切な環境を等しく確保されることを目指すものでなくてはならないとしてございます。

2項、3項におきましては、教育保育の提供にあたりましては、子どもの意思、および人格の尊重、関係機関との密接な連携に努めることとしてございます。4項におきましては、人権擁護虐待防止のため、必要な体制の整備をするとともに、従業者等への研修を実施する等の措置を講ずるように努めることとしてございます。

第2章の第1節、特定教育・保育施設の運営に関する基準につきましては、次ページの第4条の方から定めてございます。第4条では施設の利用定員に関する基準を定めるものでございまして、第1項認定子ども園及び保育所の定員は20名以上とすること。第2号におきまして、利用定員を定めるにあたっては子どもの区分ごとに定めることとしてございます。続きまして第2節、第5条から第34条に当りましては、特定教育保育施設の運営に関する基準を定めるものでございまして、主だった項目のみ説明をさせていただきます。第5条の第1項におきましては、特定教育、保育の提供の開始の際、施設に関する重要事項を記載した文章を交付し説明を行い、保護者の同意を得なければならないことなどを定めてございます。7ページから8ページの第6条についてでございますけれども、これにつきましては利用申込があった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとしてございます。第6条の2項から4項につきましては、申込が利用定員を上回る場合において選考を行う場合については一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で選考を行わなければならない、としてございます。

10ページお願いいたします。13条でございます、第1項、2につきましては、保護者からの負担という格好になろうかと思えます。保護者からは法定代理受領により施設給付型給付費を受ける場合は市町村が定める利用者負担額の支払いを、法定代理受領によらない場合については内閣総理大臣が定める基準より算定した額の支払いを受けるということになってございます。

11ページの第6項でございますけれども、これにつきましては、いわゆる上乗せ徴収をする場合については、徴収金の用途及び、額、支払いを求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明を行い、同意を得なければならないとしてございます。

12ページお願いいたします。15条につきましては施設の区分に応じて、幼保連携型認定子ども園、教育保育要領、保育所保育指針、または幼稚園、養育要領に基づき、特定教育保育を提供することとしています。

13ページの20条におきましては、施設の運営規定の整備をすることと定めてございます。

次ページの14ページから15ページにあたりまして、25条につきましては子どもにつ

いての差別的な取り扱いや虐待をしてはならないこと、15 ページ 27 条におきましては秘密の保持、30 ページお願いいたします。30 条におきましては、苦情の解決、17 ページ 34 条におきましては記録の整備などを定めてございます。18 ページお願いいたします。第 3 節の特例施設型給付にかかる基準につきましては、対象となる特別利用保育および特別利用教育に関する基準を定めるものでございます。ここで、特別利用保育とは、1 号認定の子ども、いわゆる 3 歳以上で、保育の認定の対象とならない子どもでございます。に対して保育所から提供される保育のことを言い、特別利用教育とは、2 号認定といまして、3 歳以上で保育の認定の対象となること、保育の必要となる子どもに対して、幼稚園から提供される教育のことをいいます。

35 条におきましては、保育所が第 1 号認定の子どもに特別利用保育を提供する場合は都道府県等が条例で定める利用福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこととしてございます。第 2 項におきましては、特別利用保育にかかる 1 号認定の子どもと 2 号認定の子どもの総数は定められた定数を超えてはならないということ定めてございます。

19 ページの 36 条におきましては、幼稚園が 2 号認定の子どもに特別利用教育を提供する場合は、幼稚園の設置基準を遵守しなければならないこと。2 号認定の子どもと 1 号認定の子どもの総数は定められた利用定員を超えてはならないことを定めてございます。

第 3 章の特定地域型保育事業の運営に関する基準につきまして説明をさせていただきます。

第 37 条につきましては利用定員を定めてございます。家庭的保育事業につきましては 1 人以上 5 人以下、小規模保育方 A 型、小規模保育事業 B 型は 6 名以上 19 名以下と定めてございます。小規模保育事業 C 型につきましては 6 人以上 10 人以下ということで定めてございます。居宅型保育事業につきましては 1 名ということで定めてございます。第 2 号におきましては 3 歳未満の利用定員を 1 歳未満と満 1 歳以上と区分して定めることとしてございます。

20 ページの第 2 節でございます。これにつきましては、運営に関する基準を定めてございます。第 38 条から第 50 条に定めてございます。第 2 章で説明させていただきました特定教育保育施設同様に重要事項の説明と同意、提供拒否の禁止、22 ページの 42 条におきましては特定保育施設との連携。23 ページの 43 条におきましては、利用者負担額等の受領の件でございます。

次ページの 44 条におきましては、保育指針に準じて特定地域型保育の提供を行うこと、46 条におきましては運営規定を。26 ページに 48 条につきましては利用定員、49 条につきましては記録の整備等を定めてございます。50 条におきましては準用規定を定めてございます。これにつきましては差別的な取り扱い、虐待をしてはならないこと、秘密の保持等を定めてございます。次 27 ページ、第 3 節の特定地域型保育給付に関する基準に

ついて説明をさせていただきます。51条に特定地域型保育事業者が1号認定の子どもに保育を提供する場合は、条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこと。事業者の利用定員を超えないことを定めており、52条におきましては特定地域型保育事業が2号認定の子どもに保育を提供する場合は条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならない。その事業所の利用定員を超えてはならないことを定めてございます。28ページの附則におきましては法の施行日を法の施行日としてございます。附則第2条におきましては特定保育に関する経過措置といたしまして、私立の保育所についての施設型給付制度に変えて、委託費の支払いをする経過措置が謳われてございます。第3条におきましては、施設給付型に関する経過措置といたしまして、施設給付費の額については当分の間、全国統一費用の部分と地方単独費の部分の合計額とする経過措置が謳われております。4条5条につきましては、利用定員、連携施設に関する経過措置といたしまして小規模保育事業C型の利用定員や特定地域型保育事業の連携施設の確保についての経過措置を設けるものでございます。

続きまして、議案第75条 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明をさせていただきます。

33ページお願いいたします。目次といたしまして家庭的保育事業の4つの事業の共通の基準を第1章の総則に規定し、以下各事業固有の基準を2章から5章まで順に規定をさせていただきます。第1条につきましては条例の主旨を定めるものでございます。こちらにつきましても、従うべき基準と参酌すべき基準がございまして、これにつきましては厚生労働省令で定める基準を用いた格好になってございます。第2条につきましては用語の定義を第1号から次ページの第9号まで定めてございます。第3条、第4条におきましては、第3条として最低基準の向上の規定が設けられています。最低基準を超えて設備運営を改善するように勧告することができるという事業所向けの内容と市町村が条例で定める最低基準を向上させる内容が規定されています。35ページの5条から21条につきましては家庭的保育事業等の共通の基準を定めるものでございまして、第5条におきましては家庭的保育事業等に求める一般原則、第6条におきましては連携施設の確保、36ページの第7条におきましては、非常災害対策、第8条におきましては家庭的保育事業の職員等に求められる一般的要件、37ページの第11条12条におきましては利用乳幼児に対する差別的扱いや虐待の禁止、14条におきましては衛生管理等の基準、次ページの15条、16条におきましては、食事の提供の基準、39ページの17条におきましては利用乳幼児及び職員に対する健康診断の実施、次ページの18条、19条におきましては運営の規定や帳簿の整理、第20条におきましては秘密の保持、21条につきましては苦情の対応等を定めてございます。

第2章の家庭的保育事業につきまして、22条から26条に定めてございます。これにつ

きましては、家庭的保育の固有の基準を定めるものでございます。22条では家庭的保育事業を行う場所の要件、23条では配置する職員基準としてひとりの保育士が保育できる乳幼児の数を定めてございます。42ページの24条につきましては保育の時間の基準、25条につきましては保育の内容の基準、26条につきましては保護者との連携を定めてございます。

次に第3章、小規模保育事業について27条から36条について定めてございます。27条につきましては、小規模保育事業は保育所分園に近い類型のA型、家庭的保育、グループ型小規模保育に近い類型のC型、その中間的な類型のB型の3種類に区分されております。3類型の特性においてそれぞれ固有の基準が定められております。各類型とも事業所の設備、職員、保育時間、保育内容、保護者との連携について、基準を定められてございます。35条C型については特別の部分がございます。家庭的保育事業に近い少人数を対象とする事業であることから利用定員を6名以上10名以下とする規定が定められています。なお、30条、32条、36条の規定は同様に準用するかっこうになってございます。

第4章の居宅訪問型保育事業について、ご説明をさせていただきます。居宅保育型事業の固有の基準を37条から41条に定めてございます。特徴的な基準といたしまして、37条に居宅訪問型保育事業者が提供する保育の内容、38条には事業所の設備及び備品の基準を、39条につきましては、保育者が保育できる乳幼児の数を1人と定めてございます。40条におきましては、居宅型保育連携施設の確保を定める他、41条で家庭的保育事業の基準により保育時間、保育内容、保護者との連絡関する基準を定めてございます。49ページ最下段の第5章50ページにわたる訳でございますけど、42条から48条について定めてございます。42条につきましては事業所内保育事業は事業所を設置するすべての企業の従業員の子どもの他に、事業所の利用定員の規模に応じて定める数以上の地域の子どもの定員枠を設けなければならない。それが右側に示されていますその他乳幼児、また児童の数ということでございます。例えば8名以上10名以下の事業所保育をされる場合につきましては、地域の子どもの3名以上受け入れなければならないと定めてございます。この他、事業所内保育につきましては、同事業所は利用定員の上限、下限が定められていることから、利用定員の規模に応じて、異なる基準が定められてございます。43条から46条に利用定員20名以上の場合の保育所型事業所保育事業については保育所と同様の規模になるため、保育所との整合性を考慮した基準が定められてございます。ちょっとページが飛びますが、54ページお願いいたします。47条、48条におきましては利用定員が19名以下の場合の小規模型事業所内保育事業については小規模型保育事業A、Bとの整合性を考慮した基準が定められてございます。附則におきましては施行期日を整備等に関する法律の施行日といたしてございます。附則第2条から第5条におきましては経過措置を謳っておりまして、食事の提供、連携施設、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員、小規模型事業C型の利用定員に関する基準の経過措

置を定めてございます。

続きまして、議案第 76 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明をさせていただきます。59 ページをお願いいたします。第 1 条につきましては、条例の主旨を定めるものでございます。こちらにつきましても定めるべき基準と参酌する基準がございまして、今回の条例につきましては厚生労働省令で定めています基準を用いてございます。第 2 条につきましては用語の定義を定めてございます。第 3 条、第 4 条にいたしましては、3 条として、最低基準の向上の規定が設けられています。ここは最低基準を超えて設備運営を図るよう勧告することができるという対象事業者向けの内容と町が最低基準自体を向上させるという内容が規定されてございます。60 ページの第 5 条におきましては放課後事業健全育成事業における一般原則として児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならないと定めてございます。

第 6 条で非常災害対策、第 7 条、第 8 条で職員の一般要件、職員の知識及び技能の向上等、第 9 条では事業所の設備基準として遊び及び生活の場としての機能、静養を要するための専用区画を設ける他、必要な設備備品を備えなければならないこととてございます。専用区画の面積につきましては児童 1 人につき、概ね 1.65 平方メートル以上で、開所時間帯につきましては、児童が専用利用でき、衛生、安全が確保されるものでなければならないと定めてございます。

第 10 条では職員の配置基準及び資格要件として、事業所ごとに放課後児童支援員を置くこと。放課後児童支援員は一定の資格を有するもので、都道府県知事の行う研修を終了した者でなければならないことと定めてございます。児童支援員の数は概ね 40 人に 2 人とする事と定めてございます。63 ページの 11 条以降につきましては、利用者等を平等に扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規定、64 ページには事業者が備えるべき帳簿、秘密保持、苦情への対応の基準を定めてございます。18 条で事業所の「開所時間及び日数の基準として、開所時間は小学校の休業日につきましては、1 日 8 時間、休業以外の日につきましては 1 日、3 時間を原則としてございます。開所日数は 1 年につき 250 日以上を原則としてございます。19 条以降で保護者との連絡、関係機関との連携、事故発声時の対応等定めてございます。附則におきましては、第 1 条で施行期日を法施行日と定めてございます。2 条以降につきましては、職員に対する経過措置を定められておまして放課後児童支援員の資格要件に関する経過措置を定めたものでございます。以上長くなりましたが、補足説明とさせていただきます。宜しくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 8 議案第 77 号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の

一部改正について、ないし日程第 10 議案第 79 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村修一） 議案第 77 号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

国の人事院勧告を考慮し、一般職員の給与改定において勤勉手当の支給月数が引き上げ改正されたことに伴い、町長及び副町長についても同様の措置を講じたく、本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、補足は省略いたします。

次に、議案第 78 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、前議案第 77 号同様の趣旨により、教育長の期末手当の支給月数引き上げ措置を講じたく、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、補足は省略いたします。

次に 議案第 79 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。本議案につきましては、8月7日に提出されました平成26年度人事院勧告に基づき、本町においても職員の給与等について条例の一部改正を行い、国の法律に準ずる措置を行いたく、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長よりから説明いたさせます。

どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君

○総務課長（林 裕紀） それでは、議案第 79 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

別冊の議案補足資料、条例改正新旧対照表からご説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。初任給調整手当、第7条の2の改正ですが、医師に対する初任給調整手当について医療職給料表第1表の改正状況を勘案し、所要の改正を行うものでございます。資料3ページから4ページにかけて、第10条第2項第2号の改正につきましては、通勤手当でございます。交通用具使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じ、100円から6200円までの幅で引き上げを行うものでございます。

資料4ページから5ページにかけて、第18条第2項第1号の改正は、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げるものでございます。資料5ページ、附則第13項の改正でございますが、55歳以上かつ6級相当以上の給与抑制者に対する、勤勉手当の引き上げ分の更に抑制を図るものでございます。議案書の12ページから30ページにかけての給与表につきましては行政職第1表で

は民間給与との格差を是正するため、世代間の給与配分の観点から、弱年層に重点を置きながら、給料表の水準を平均 0.3%引き上げる給料表でございます。これが4月に遡って遡及するということでございます。その他の給料表につきましては、行政職給料表第1表との均衡を基に所要の改正を行ったものでございます。

もう一度、資料の方にお戻りください。資料6ページから8ページにかけましては給与制度の総合的見直しとして、民間賃金の低い地域における官民給与の実状により、適切に対応するため、今回の人事院勧告で官民の給与差を踏まえた50歳代後半層の給与水準の見直し並びに諸手当の改正を行うものでございます。第9条の2の改正につきましては、地域手当の見直しでございます。第9条の3につきましては医師の地域手当の見直しでございます。資料6ページ、第16条3、管理職員特別勤務手当の見直し、これにつきましては、現行では、管理職員が臨時または緊急の必要、その他の公務の運営の必要により、土曜、日曜、祝日、年末年始の休日等に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給しております。今回の改正におきましては、災害への対処等の臨時緊急の必要により平日、深夜に及ぶ長時間の勤務を行っているという実情も踏まえながら、やむを得ず平日深夜、午前0時から午前5時までの間に勤務した場合は、勤務1回につき6千円を超えない範囲で支給できるということを条例の方で今回追加したものでございます。

資料7ページをご覧ください。第18条でございますが、勤勉手当の支給割合が今回0.15月引き上げたんでございますが、この引き上げ分は6月期がすでに支給されていることから、12月期支給の勤勉手当にそれを配分し、0.825月が今回支給されることとなります。平成27年度以降は6月期と並びに12月期にそれぞれ配分されることから、12月期の支給を0.825月から0.75月に変えるというものでございます。

資料8ページをご覧ください。平成27年4月1日から適用する給与制度の総合的見直しにより、給料表の水準を平均2%引き下げると共に管理職等を中心に50歳代後半層については最大4%の引き下げを行うものでございます。この給料表水準の引き下げに伴う緩和措置として、附則第10項では3年間に限り、その経過措置として、その差額を支給すると規定したものでございます。附則第13項におきましては、第18条の改正と同じ主旨であります。平成27年度以降の勤勉手当の減額率を改正するものでございます。議案書のほうにお戻りいただきまして、32ページから46ページの給料表の改正につきましては給与制度の総合的見直しにより、平成27年4月1日から適用する給料表になります。これは先ほど、ご説明させていただいたとおり給料表の水準を平均2%引き下げるとともに、50歳代後半については更に4%の引き下げを行うものでございます。その他の給料についても、これを基に行っているものでございます。

資料9ページのほうにお戻りください。玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正第18条の改正につきましては、今回の給与条例の改正に伴いまして地域手当の改正を行いました。これに伴い適用範囲を拡大するものでございます。以上、議案第79

号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明といたします。ご審議を賜りご承認賜りますよう宜しくお願いいたします。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 11 議案第 80 号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 80 号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正では、第 4 条において、放課後児童クラブの開所時間を保護者の希望により、午前 7 時 30 分から午後 7 時まで延長できるようにするものにし、第 5 条では、対象年齢を小学校 6 年生まで引き上げています。

また、第 8 条では、時間延長に伴い、延長料金を日額 300 円、月額 2 千円と定めるものでございます。

なお、補足は省略させていただきます。宜しくお願いいたします。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 12 議案第 81 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 81 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額及びこれに加算する額を見直す必要があることから提案するもので、支給総額につきまして、42 万円で変更はございません。なお、補足は省略させていただきます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 13 議案第 82 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 82 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、次世代育成支援対策推進法等の改正を受けて、児童扶養手当法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、補足は省略させていただきます。以上、宜しくお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

ここで 10 分間の休憩をいたします。

（午前 09 時 49 分 休憩）

(午前 10 時 01 分 再開)

○議長(風口 尚) 再開いたします。休憩前に引続き提案理由の説明を続けます。

次に、日程第 14 議案第 83 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算(第 5 号)、ないし日程第 20 議案第 89 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計補正予算(第 2 号)を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 議案第 83 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算(第 5 号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年末を迎え予算全般について精査をいたしましたものがあります。補正予算額 7 千 613 万 6000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 56 億 7 400 万円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明いたします。

町税では法人町民税がこれまで景気回復の兆しが見られ、順調に推移しておりますことから増額をいたしております。

地方交付税では、特別交付税の決定を受けて増額をいたしております。

国庫支出金では、障害者自立支援給付金国庫負担金及び子育て世帯臨時特例給付金事業費国庫補助金の増額、防災安全交付金及び庁舎太陽光発電設備設置事業補助金の減額をいたしております。

県支出金では、国民健康保険基盤安定県負担金及び障害者自立支援給付金県負担金の増額をいたしております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

まず、人件費全般につきましては、前議案でご提案いたしました人事院勧告による給与改定分及び人事異動による予算の補正をいたしております。

総務費では、専決議案で債務負担行為の設定をしたことによる庁舎太陽光発電設備設置事業補助金の減額、社会保障・税番号制度導入に伴う例規整備支援業務委託料を新規に計上いたしております。

民生費では、障害者介護給付費、保健福祉会館増築工事費及び子育て世帯臨時特例給付金の増額をいたしております。

衛生費では、生活排水処理基本計画策定業務委託料及び旧中角投棄場閉鎖に伴う跡地試掘調査業務委託料を新規に計上いたしております。

農林水産費では、青年就農給付金及び下外城田保育所に隣接する農業体験施設の造成工事費を新規に計上いたしております。

土木費では、自治区要望に伴う維持補修工事費等の増額、測量委託費及び交付金事業の工事費の減額をいたしております。

また、町道中楽朝久田線及び田丸世古線の用地取得に伴う土地購入費及び補償費をそれぞれ新規に計上いたしております。

教育費では、落雷や台風の被害による田丸小学校の消防設備復旧工事費及び有田小学校屋上防水改修工事費、中学校運動場防球ネット設置工事費、町指定文化財である玄甲舎の修繕費、お城広場の遊具購入費等を新規に計上いたしております。

以上簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。

なお、補足は、副町長から説明いたさせます。

次に、議案第 84 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ 1 千 998 万 6000 円を追加し、予算総額を 17 億 7735 万 4000 円とするものであります。

補正予算の内容は、今年度の保険給付費の状況から予算に不足が見込まれることから、退職被保険者等療養給付費の増額のほか各科目において、財源の組み替え、及び過不足調整を行ったものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 85 号 平成 26 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は歳入において財産収入、繰入金、諸収入、及び繰越金の合計で 62 万円を増額し、歳出において、農業集落排水事業費を同額の 62 万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 6 千 774 万 8 千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明をいたさせます。

次に、議案第 86 号 平成 26 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ 4116 万 1000 円を追加し、予算総額を 12 億 2370 万 6000 円とするものであります。

補正予算の内容は、今年度の保険給付費の状況から予算に不足が見込まれることから、介護サービス等給付費の増額、総務費から地域支援事業費への人件費の振替のほか各科目において、過不足調整を行ったものであります。

また、給付費の伸びに伴い、介護給付費準備基金から繰入を行い財源調整をいたしております。

詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 87 号 平成 26 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出で営業費用の人件費の増額 54 万 7000 円 資本的収入

で分担金 310 万 4000 円の減額、資本的支出で建設改良費 7863 万 5000 円の減額をお願いするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長からより説明をいたさせます。

次に、議案第 88 号 平成 26 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出の予定額を補正するもので、その内容は第 1 款 介護老人保健施設事業費用 第 2 項 訪問看護営業費用において、人事院勧告に基づく給与改定、職員の退職に伴う人事異動及び嘱託看護師の 1 名の増加に伴う給与費 402 万 2000 円を増額するものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第 89 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、資本的支出において補正額としては 0 円、ございませんが、建設改良費の施設費の人件費と支払利息の組み替えをするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長からより説明をいたさせます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）副町長 小林一雄君

○副町長（小林一雄）それでは、議案第 83 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村元紀）それでは所管いたします議案第 84 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第 86 号 平成 26 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）上下水道課長 東 博明君

○上下水道課長（東 博明）担当いたします議案第 85 号、87 号、89 号について補足説明をいたします。

まず、議案第 85 号 平成 26 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

の補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案第 87 号 平成 26 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）の補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第 89 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長（風口 尚）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これにて、本日の日程は すべて終了いたしました。

明日 11 日は、午前 9 時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会いたします。

どうも、ご苦労さまでした。

(午前 10 時 36 分 散会)